

魅せられて綴る藩文学（七）

藩学「四教堂」と先哲

勝間田 三千夫

（会員 佐伯市中村北町二一九）

第三章 藩校「四教堂」

第一節 概説

松平定信が寛政の改革を断行したとき、佐伯藩では既に藩校が設立されていた。また、天明元年には佐伯文庫の開設もなされ、萬巻の典籍のもと藩教育は大いに進んでいた。

寛政の改革の一つは最も中央にあつて武士団の風紀肅正、使命感を復活させ、指導者としての能力を養うことを重視し、それが文武奨励というかたちで大きく取り上げられたことである。

これまで林家が管理していた聖堂は幕府直轄の経営する所となった。後に昌平坂学問所（昌平黌）となるが、

官学として異学を禁じ朱子学に統一を図った。して朱子学を学んだ者でなければ幕府の官途にはつけないという改革であった。

その為、上の官学に下これに倣い、藩校のすすむべき道を左右選択した藩も少なくなかった。

藩校はその古き時代から文武両道の修業の場ではなく、単に文道のための修業所にすぎなかつたが、幕府のこの根基により、藩校もその教育内容に於て文武の両道にわたつて藩士を教育することとなつた。その為には藩立学校として制度化し、組織を整え学校教育の実現に向つたのである。

天下泰平といわれる世になつて、武士の姿が節義奉公の道となりそれが武術という教育的背景の内に取り込まれ、己を精神修養する型に置きかえられたことを意味すると思われる。

かくして、藩校は文道に四書五経などの経書を中心に漢学を修めるを本旨とし、また武道に剣術・弓術・槍術・砲術・水連等の武芸種目を修めることを本旨としたが、身分・役職に依つて修める種目が異なつていた。兵

学は身分の高い中士以上の子弟が学ぶものとされていたのである。

しかし、江戸時代も幕末に進むに連れて、両道も新たな科目が採用されるに至り、諸藩はそれぞれ特色ある学風によって人材を陶冶育成したのである。

さて、藩校に学ぶ入学年齢についてみると、大多数の藩で七、八歳となっていた。読み書きの初歩的学習をして基礎的經典の素読を行い、十歳頃から漢学に接する。完璧を期すため一日に進む分量は厳重に制限され、四、五字からなる一節を反復的に行うことを旨としていた。

大多数の教師にとって丸暗記こそ望まれる完璧さの極致だと、これが終生身について離れない真の学問であると説いている。

なお、十四、五歳までは素読以外の教育を与えてはならないとされており、四書五経全部を機械的の反復法に従って読み終るまで、その内容については一切知的考察は許されなかったのが一般的であった。

しかし、優秀な子弟には十一、二歳までに、より高度な課程に進む道が開かれていた。

漢学も江戸初期においては中国語がすべての知識に通ずる唯一の道だった。儒学の經典がその中核をなす必修科目だった。

基礎的な素読を終ると教材の意味を学び始め、最初は四書の一つか宋儒の道德講話の「小学」を学んだ。次に原典の大意を伝える目的で、講釈を行う教師もあった。講釈は自習を補う意味もあつて、月に、三、四回行われた。しかし、講釈よりも重要視されたのは会説と輪講であつた。

会説の場合は単純な朗読であり、輪講の場合は予習した一節の解釈から始まり、生徒同士の討論を自由に展開させ、意味の一致をみるころ教師が初めて口をはさみ、必要に応じて誤りを正すという方針を意識的に採っていた。(近世藩校の総合的研究)

また、十四、五歳で文学修業を終え、なお能力ある者は続けて二十歳までの間に藩学を去るのが、多くの藩の慣例であつたといわれている。

しかし、能力ある者は藩にとどまらず、他国の私塾を目指して遊学する者も少なくなつたのである。

佐伯藩の文学を天下に轟かせた中島米華も比類なき人

材であり、藩の学資を賜り遊学された第一号である。よつて米華を語るにあたって藩校「四教堂」からみることにする。

第二節 藩校「四教堂」の設立

佐伯藩校「四教堂」は安永六年（一七七七）に設立されたのであるが、その経緯は元禄に遡る。元禄十二年（一六九九）に襲封した六代藩主毛利周防守高慶が儒学を尊崇し、宝永元年（一七〇四）三月在国に学習所を設け、文武を奨励し藩士子弟に教育を施したことに始まる。

高慶侯は豊後森藩第三代久留島通清の五男（五男一女）として、延宝三年（一六七五）四月豊後森に生れた。元禄元年（一六八九）七月二十七日、兄高久（佐伯藩五代藩主）の養継子となった。初名を高定といい、元禄二年（一六八九）十二月二十七日、十五歳の時従五位下周防守に叙任されて同四年六月奥詰にのほり、同七年二月まで御小姓奥詰を繰り返し官府に勤めた。

元禄十二年（一六九九）五月十三日、二十四歳で家督を継ぎ佐伯藩六代藩主となって藩政を司り、一代に数々の遺業を成し遂げた。

その遺業を後継したのか八代藩主高標侯であった。高標は天資英遇、夙に学を好み能く心を藩政に用い、諸方面に治績をみるべきもの多く、殊に教育に関する業績は特筆に値している。

安永六年（一七七七）五月一日、高標二十三歳の時、学事を拡張せんと叔父扶搖公子の旧宅を学舎とした。その学舎を四教堂と称し、教授に矢野黙齋・山本七兵衛を挙げ、各三人扶持を与えて教育に従事せしめ、学規学則わずかを具備して常に文武両道を説き、家臣の修業を督励した。

その後、寛政二年（一七九〇）十月、古田節右衛門が藩校四教堂博士教授に登用されて、享和三年（一八〇三）までに、実に十三年間藩校総監として学事に執務された。

また、藩校を語るとき佐伯文庫ぬきでは語れない。高標一代に収集した萬巻の書籍のうち、殊に天明・寛政期に収集した漢籍は諸藩羨望の的に値する珍書が多かった。この事については別に記すことにするが、この他内外の書籍が充棟し藩教育は大いに振張した。

では次に、藩教育はいかなる学則の基に教学されていたかを見ることにする。

第三節 四教堂の教学

藩校設立過程にみたように初期の四教堂は学則わずかなものであったが、官学の改革に倣って制度化され、整備されて学校教育の基盤をつくり上げたのである。

次にみる藩校の教則並びに学科学規試験法及諸則は最終的に改正され、幕末藩校終焉に至るまで経営された学則であるが、佐伯史談第一八八号に掲載済であるので割愛する。

かくして四教堂は古田節右衛門と共に教導され、その風尚は藩士門弟に影響を与え、文化文政天保に文武隆盛を極める頃、偉大なる人材を輩出させたのである。

殊に文化二年（一八〇五）には、公命による幕府献上の蔵書目録を著して東都へ、また国命により長崎へと奔走した。この献上目録はとりもなおさず、高橋侯が一代に収集した二酉の中から唐本凡そ四千部の目録であった。その後文政十一年、十代高橋侯三十四歳の時、公命により献書したのである。なお、この献書については別に記

すこととしたい。

松下筑陰藩侯に仕えること十八年間、文化七年八月二十四日、四十七歳の生涯を佐伯に閉じた。筑陰は高橋侯に仕えた八年間をその遺稿に、高橋の業績の概要を認めている。（別記小傳筑陰参照）

そして筑陰のなきあとを継いで儒官に登ったのは、関三左衛門・佐野渡・明石大助・中島米華・秋月橋門・高妻芳州等であった。ともあれ充棟する和漢の書籍は藩士民の好学の風尚に影響したことは大であった。

思うに中島米華が藩校の学則通りに入学していたとすれば、筑陰存命中に二ヶ年程師弟の間柄であったことになるが、はたして教学に接したか以下次章にみることにした。

第四節 四教堂の顔子誕生

(一) 子玉の出生

子玉は豊後佐伯藩世臣中島幹右衛門季親の長子として、享保元年（一八〇一）佐伯鉄砲町に生まれた。通称は増太（又益多・増太・益太とも）、名は大寶・字は子玉 致仕後如玉・号は米華又は海棠寮主人、古香外史という。

以下順を追って先ず増太、益多の名を使うこととする。

(二) 四教堂修学

藩士の子弟は一定の年齢に達すると、藩校に入学させることが義務づけられていた。学習期限によると中士以下の子弟は八歳より十九歳まで文武を兼修せしめ、二十歳より仕途に就くと定められている。(既述)

よつて増太は文化六年、八歳を待つて藩校に入学した。藩校では上士の子弟と席を同じくし、凡そ三百人に他藩より来学したものの数十人と共に、儒官の極めて精細丁寧なる教導を受けた。

四教堂の教則並びに学科学規試験法を見ても、当時の藩校としてはこれ程制度化された藩校はなかつたかと思われる。殊に教育法は既述の通り等級を通してすべての教科書籍に先ず句読を教授され、五級より独着輪講を重視している。

また、中等生(二級、四級)・上等生(五、六級)に定日を以て輪講を多く取り入れている。最上位生(七、八、九級)には常課はなく、勸講・講釈・文会を中心に

講業されたことが推察される。

書生は進級する為には甘んじて毎月末の小試験、それに毎年一回の試業(本試)に合格しなければならなかつた。

漢学を重んじた四教堂には教科書籍以外に、嘗て寛政七年四月に淡窓が師松下筑陰を佐伯に訪ね藩校に学んだとき、佐伯藩の典籍を羨望したことがあつたように、藩には万巻の寄書があつた。

これらの蔵書があつたればこそ秋室は杵築藩を捨て、佐伯藩士明石家の世嗣ぎになつたと言われ、秋室は佐伯藩書物奉行を十八年間勤め、その間に群書を涉獵してその学を窮めたと言われている。

増太が入学したころ秋室(大助)は十七歳であつたが、未だ佐伯に縁はなかつた。「淡窓全集」に文化九年秋、淡窓のもとに入門したかみえているが、淡窓は客として遇し、凡そ三、四旬留まつたと記している。この年増太は十二歳であり、秋室との面識は未だなかつた。

よつて、秋室が明石家の世嗣となつたのは文化十一年頃ではなかつたかと推察され、増太十三、四歳頃から藩学にあつて秋室の薰陶を受け、学問教養の基礎をつくつていつたのであろう。

庶民文化の花咲いた文化文政時代に、四教堂に学ぶ増太は幼にして穎敏、学を好み、その学は大いに進み、藩儒はその俊才を愛し、学則により特待生の道を歩かせた。特待生とは優秀なる子弟は十一、二歳までにより高度な課程に進む道を開いていることで、増太はその道を歩んだのである。

やがて十五歳も終りのころ増太は最上位生に進み、最早常課はなかった。藩儒はこれを君公に薦めて他国に遊学せしめんと要請した。時の藩主九代高誠は応えて公費遊学をさせることにしたのである。この高誠は偉名高き父高標の家督を二十五歳で受継ぎ、父の好学をうけて文武奨励に力を入れ、文に秀でる年少の子弟を選抜し、他国に遊学させるという所謂人材登用を図る為、門戸を開いた。

かくして増太は、公費遊学生の一号として学習期限の十九歳を待たず、十五歳で藩校四教堂をあとに私塾淡窓塾を目指したのである。

第四章 遊学

第一節 日田行

(一) 四教堂の顔子桂林荘を往く

能力ある者は二十歳までに藩学を去るのが、多くの藩の慣例であった。そして、藩学を去って他国の私塾を目指す者も少なくなく、ここ日田広瀬淡窓塾の門戸開放の教育に集う青衿の中に、多くの藩士子弟をみる事ができる。

淡窓塾は数多の私塾の中でも屈指の私塾として諸国六十余州に、その名を轟かせた偉名高き塾であった。また、教育制度の根幹をなすといわれた教育法だけに、その学則たるやよく整備され、私塾の典型とも称すべき私塾であった。当時、豊後には三浦梅園の梅園塾、日出帆足萬里の西庵学舎があつて、一時盛況を呈していた。

さて中島増太は佐伯藩校の第一の秀才に選拔され、藩費を以て淡窓塾に遊学したのである。

「藩費ヲ以テ他ニ遊学セシメシハ文化十三年中島増太ヲ日田ニ」

増太が淡窓塾に遊学した文化十三年は、淡窓三十五歳の桂林荘時代であつた。

文化十三年二月も末頃、若干十六歳の少年が六歳年長の古田豪作と入門紹介者明石仙次（後秋室）・松下左助

(筑陰長子)、それに増太の父中島幹右衛門・豪作の父古田七左衛門と共に、佐伯に至ること三十七里の道程を約五日かけて日田へ遊学した。

淡窓日記巻七の条に、

「佐伯侯臣古田豪作・中島増太入門。明石仙次・松下

左助・古田七左衛門豪作父(正道字子由)。中島幹右

衛門増太父(圭字白郷)。書致。報之」

と、察するに中島増太古田豪作の二子、藩校において学問優秀につき他方に遊学させ、大成の後国用に供する旨を認めた書状であったと推察する。

このころ淡窓は三十五歳は魚町南家に居たり、或いは北軒に居り、或いは南軒に居たりして桂林園及び官府に往來して講業していた。

入門に接した淡窓は「時に年甫めて十六、一見して其の才気を知り殊格を以て之を遇す。」と言っている。その時のことを林外が叙しているように、穎才の人であったことが察せられるのである。

淡窓から一見されてその才気を知られる程の増太に成長した陰には、藩学教育の教導よろしく、学業すべてにおいて抜群の成績を修められていた事と察するのである。

さて穎悟の人でも淡窓塾(以下塾名、桂林咸宜園といふ)に入門したからには、その塾則(学則)に従わなければならなかった。

増太は先ず桂林園の入門規則に基づき、入門簿に自書して許可を得た。

早速、益多(増太)、豪作はその夜から宿舎に入った。宿舎は文化四年豆田の裏町に新たに築いた塾舎桂林園であり、書生鹽山屯と三人で寝食を共にすることとなった。では、塾則とはいかなるものであったか、その一つ、此に一日の生活時間表を示しておく、

午前	五時	晨起	酒掃	午後	一時	輪講	質問
	六時	輪讀			二時	試業	
	七時	酒掃	契食		三時	試業	
	八時	聴講	會讀		四時	試業	
	九時	素讀	質問		五時	試業	
	十時	聴講	會讀		六時	契飯	散步
	十一時	輪讀	復文		七時	夜學	
		五字書會			八時	夜學	
	十二時	契飯	散步		九時	夜學	
					十時	就寢	

右

一、時間割は日の長短と課目の次第により變更することあるべし。

としてゐる。この時間割は塾生全体に共通するもので、等級によつてその習学時間を異にするが、張りつめたものであつた。

前述のように桂林園の特色の中に三奪法「我が門二入ル者ニハ三奪ノ法アリ」があり、年齢、學歷、身分のすべてを奪つて門弟一同が入門時に第一線に並ばされ、あとは各自の勉強如何によつて毎月二十七日前後の月旦による成績によつて、高下が定められた。

塾生を預かる以上その指導は塾則にのつとつて、そのすべてが徹底的に行われた。殊に入門後の月旦評は厳正にして的確に成績を評価し、門弟の奮起を促したものであつた。

以下、淡窓日記を主として、姓名もそれにならつて増太、益多、子玉、大寶、米華(号)と呼ぶこととした。

文化十三年(一八一六)。

(淡窓日記より関係部分を抜粋。)

三月 四日 増太・豪作入門

二十七日 改月旦評。増太・豪作・節山。直入席。而増太、豪作加一級下。

四月 改月旦評。増太、豪作加一級上。

五月 改月旦評。増太、豪作加二級下。

六月二十八日 改月旦評。増太、豪作加二級上。

七月 九日 晒書。日暮豪作死。先是塾中多病癩者。倏病忽超。無有甚者。豪作伏枕

但数日耳。余亦小恙。不得往省。問諸塾生。皆云無害。至比日暮。令助

倉皇來報日。急矣。屣履而往。既無及矣。問之。曰。將上廁。眩暈而路。

遂絶。嗚呼哀哉。余之不才。

……略……

十日 末時斂豪作屍。夜假瘞於大超寺銀杏

樹下。予與巖君。門生。俵屋藤四郎皆往。見大超寺住持而歸。

十一日 晒書。到鄉鄰來看豪作病者。致謝。

十七日 暑甚。所赴佐伯人歸。同豪作兄至。

十八日 古田恵十郎(豪作兄)來見。夜葬豪

作於大超寺。予與嚴君。門生。俵屋藤四郎皆往。遂上塚而歸。夜訪惠十郎旅宿。

二十日 招古田惠十郎及増太饗焉。

二十一日 古田惠十郎來告別。夜往別惠十郎。

古田豪作は入門して三月余りで桂林園に二十二歳の生涯を閉じた。

塾生、塾に死ぬ者は豪作が始めであった。六、七日以來、塾生中痢を病むもの多く、豪作もその一人であった。淡窓は小恙により桂林園にゆかず、道往く門弟に豪作の事を問うたが、心配ないと言ったので安心していた。ところが此日の暮になって、令助が走来して豪作の病が急変したことを聞き、走って行って見たが事すでにきれて起たなかつた。

淡窓は先考と専ら往来して喪事を經紀していたところ、商で佐伯に用達して帰った俵屋幸六も来て助けてくれた。人を遣して佐伯の古田家に知らせた。豪作の屍は大超寺の銀杏樹の下に假埋した。

それから十日程した十八日に豪作の兄惠十郎が佐伯よ

り来たので、改めて葬式を行い、増太の為に碑文を作った。今大超寺に存せり、と。

※筆者はこの碑文を六十三年三月二十九日、当地大超寺に訪ねたが見あたらなかつた。

住職曰く、慶応四年の廢藩になる前まではあつたと思われると。(小傳古田豪作参照)

また、淡窓は豪作が死を前に八日の夜哭夢を見た懐舊している。それは先考が卒した夢であつた。奔走して喪事を行っている、その傍らに先考がいて自分を助けてくれた。……略……目が覚めてみると夢境顛倒であり深く憂えた、と。

淡窓はその為か、豪作の病痢が氣に掛かつていた。

翌日になって豪作が死して先考と行って事を治る時、夢中の象彷彿たり。是の時、哭死二首を作る、と。(後述小傳参照)

淡窓はいたく豪作の死を悼惜して懷舊している。

「益多豪作皆今年三月ヲ以テ入門セリ。二子佐伯ニ於テ俊才ノ稱アリ。国君ヨリ資糧ヲ賜リテ、他方ニ遊學セシメ、大成ノ後、国用ニ共セントノ思召ナリトソ。益多ハ俊逸ナリ。豪作ハ温良ナリ。共ニ得難キノ器ナリシカ。

豪作ハ志シテ遂ケズ。……中略……惜哉。……」と。

淡窓は為に哭詩二首を作り懷を述べた。そして二十八日の月旦改める日、豪作の名は月旦評二級上位を最後に登録簿から外され、除名されたのである。

豪作の死に接した増太の心境は如何ばかりか。この三月に故郷佐伯を後に、兄のように慕いつつ、そして入門の嬉びを分ち合い、桂林園に寝食を共にし、互いに競争意識を燃やしながら螢雪の日々を送って一〇〇日余り、いま永遠の別れをする十六歳の少年には痛々しく、淋しさは余韻を残して流れていったであろう。

七月二十四日 令助・増太・隆太郎・杉亭之玖珠。

二十八日 改月旦評。杉亭加一級上。豪作除名。

八月 朔日 令助・増太・隆太郎・杉亭入塾。詣
官府仲賀。

二十四日 夜岩尾來。訟隆太郎。増太事。

少年隆太郎と増太が何かをしでかし、夜淡窓の所へ来たのであろう。

二十五日 小関享・草野玄丈來。夜集於緑水亭。

賦詩。會者。三松齊壽・佐藤玄猷・

亨・麻生伊織・宏・増太。享酒及飯。

至月高鶏唱而罷。齊壽歸家。他宿亭
中。昧旦而歸。

淡窓居宅に小関享・草野玄丈が来たという知らせがあり、夜緑水亭に詩会を開き詩を賦した。終つて酒及飯をよばれ、月高く鶏が唱う頃緑亭に一夜を泊した。

晦日 改月旦評。益太加三級下。隆太郎加
二級上。謙吉加一級下。楚辭燈卒業。

この謙吉とは、後の広瀬旭莊の事である。淡窓の季弟で淡窓とは二十五歳はなれている。淡窓には子がなかったため、養子となつて後継した。時に十歳、後、中島子玉と駢馳して学大いに進み、歳若干にして子玉が目標であった。

九月 十八日 (甲子) 使増太代講於官府。

この日始めて淡窓に代つて官府に講業した。入門して六月余りのことである。これから代講、本講の業を起すのである。

(※以下次号へ)